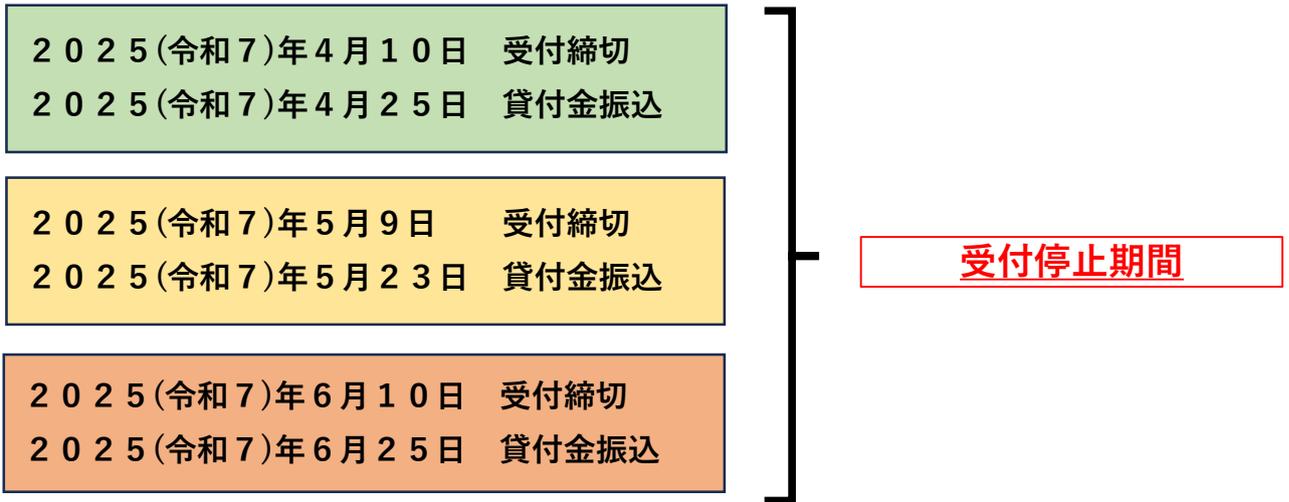


電子申請導入に伴う貸付金の受付期間の一時停止のご案内

1. 一時停止期間

● 2025(令和7)年4月～6月までの3ヶ月間

※2025(令和7)年7月分からは、通常通り毎月の受付を再開させていただきます。



2. 一時停止の経緯

現在、貸付ご利用中の方の、移行データの検証作業が必要なため

(1) 電子申請導入前と後で、貸付金制度が以下のとおり一部変更になるため

①貸付金返済は『掛金』と一緒に施設様宛に請求することになります。

②返済日が毎月5日から毎月末日に変更になります。

③新規貸付実行後の返済開始日が、貸付月の翌々月から翌月に変更になります。

※ 新規申込みの方だけでなく、現在お借入中の方も上記の①②のとおり変更になります。

3. 今後の対応について

(1) 3月の貸付金の受付締切を、従来の3月10日から **3月17日まで1週間延長** させていただきます。そこまでに受付されたものについては、**3月25日に貸付金振込** となります。ただし、従来通り、事前にご相談のうえお申込みください。

(2) **4月～6月に借入申込予定がある方は、3月17日までの受付** となりますので、ご注意ください。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4F
TEL: 043-245-1729 FAX: 043-245-9047
公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会